

2022年11月24日

シルクスイート®の商標

～登録品種名と商標名～



 **カネコ種苗株式会社**

種子繁殖性と栄養繁殖性植物

種子繁殖性植物

親系統 ♀

×

親系統 ♂

親系統が無いと
種子が生産できない

F1 種子

品種登録の
必要性が低い

※F1種子以外では品種
登録の必要性は高い

栄養繁殖性植物

親芋
(苗)

芋
(苗)

芋
(苗)

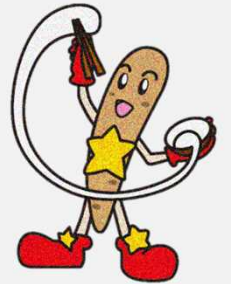
芋
(苗)

簡単に増殖可能→品種登録の必要性が高い

栄養繁殖性植物の前例



登録品種名「ネバリスター」
商標登録無し

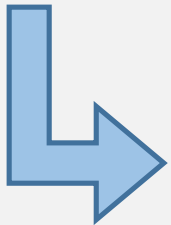


登録名称は一般名称として扱われる

ヤマノイモ類特有の事情

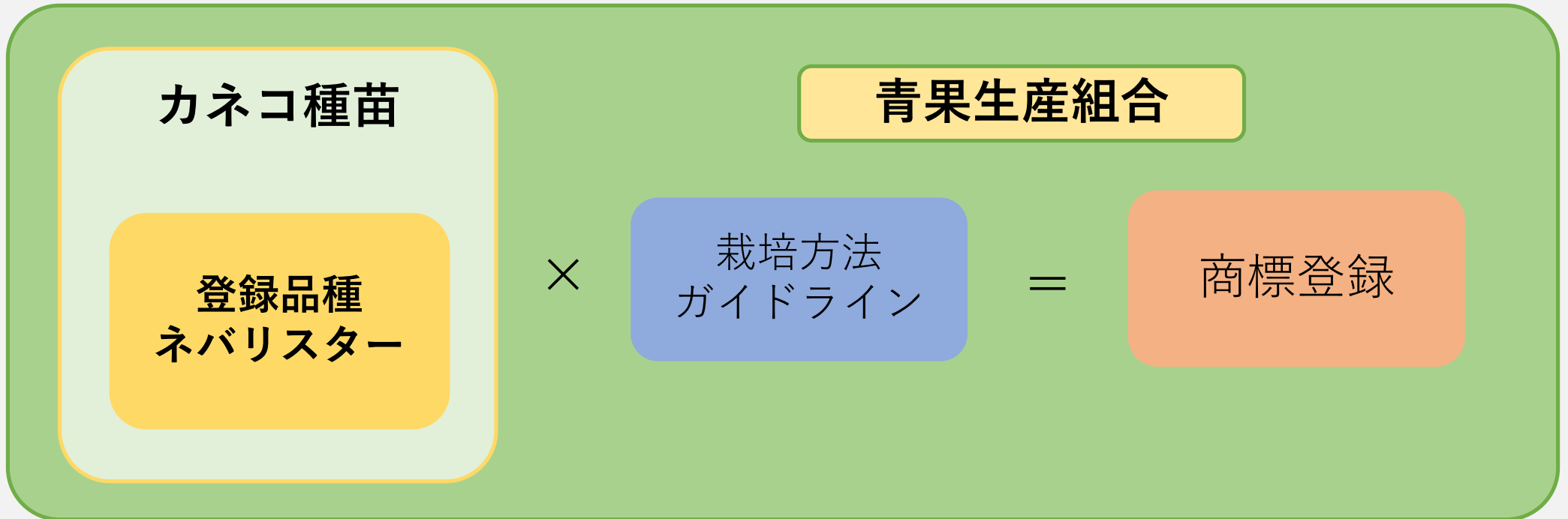
掘取作業が大変…大型機械が必要で新規参入が困難
栽培適温が冷涼である…産地が北海道・青森に集中

→ 産地限定商品として販売



種子販売時に覚書を交わし、青果販売時の名称は自由だが、
品種名「ネバリスター」を明記するよう契約。

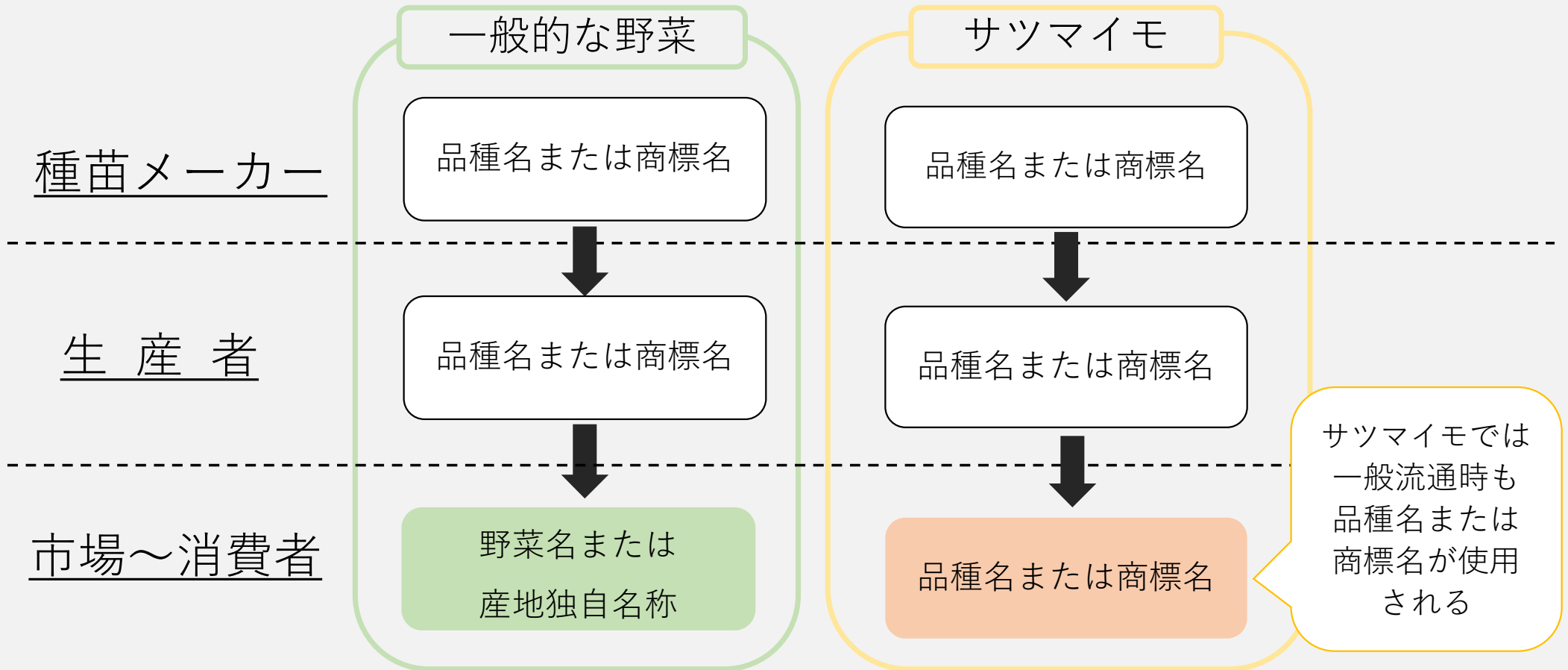
登録品種と商標登録



商標登録での商品名に登録品種名を併記していただいているが、
カネコ種苗の品種としては認識されていない

シルクスイート®の誕生

流通における作物呼称



サツマイモの品種名・商標名は一般消費者に認知されやすい環境にある

シルクスイートの誕生

カネコ種苗

登録品種
HE306

カネコ種苗

商標登録
シルクスイート®

肉質が絹のようになめらか

群馬は絹産業が盛んであった



2014年6月25日 富岡製糸場 世界遺産認定

シルクスweet登録内容



シルクスweet®登録商標

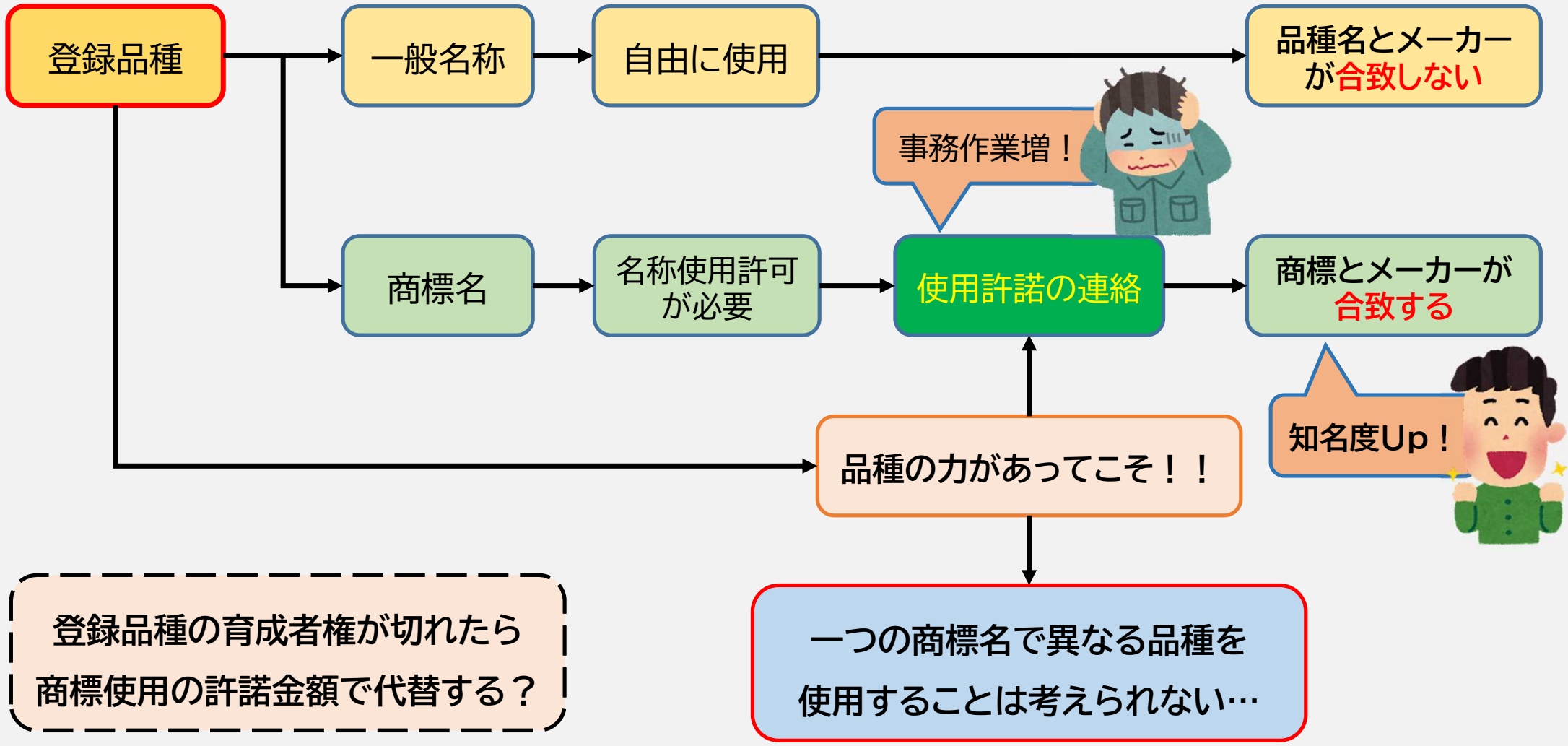
- ・ 第5442873号 シルクスイート 第31類 苗、青果物など
- ・ 第5538164号 シルクスイート 第33類 酒類、菓子など
- ・ 第5674254号 きぬちゃん ロゴ 第31・33類 苗、青果物、酒類、菓子など



出荷箱や広告宣伝などの印刷物、またはWeb掲載、取材記事・放送などの公共性が高いものについて使用許諾を求める

※直売所での販売など、個人単位の使用については許諾不要

商標を所有するという事は...



登録品種

一般名称

自由に使用

品種名とメーカーが合致しない

事務作業増!



商標名

名称使用許可が必要

使用許諾の連絡

商標とメーカーが合致する

品種の力があってこそ!!

知名度Up!



登録品種の育成者権が切れたら
商標使用の許諾金額で代替する?

一つの商標名で異なる品種を使用することは考えられない...

登録品種名と商標名について思うこと

◆商標名と登録品種名を分けた場合のデメリット

- ・登録品種名と商標名の整合性把握が困難
→種苗法改正により表示方法が厳格化→種苗出荷時、広告宣伝時などで混乱

◆種苗メーカーとしてのブランド化の限界

- ・「登録品種＝商標名」の考え方から抜け出せない
- ・青果の生産方法や品質まで含めた商標取得（ブランド化）は困難

◆種苗メーカーとしての商標の捉え方

- ・品種の優位性が第一！
- ・商標は親しみやすい愛称であり、会社の知名度アップに貢献してもらえれば良いと考える。

2022年11月24日

シルクスイート®の商標

～登録品種名と商標名～

完

ありがとうございました